

出雲市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

出雲市農業委員会
作成 平成 29 年 12 月 25 日
改正 令和 2 年 11 月 25 日

1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として明確に位置付けられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

出雲市においては、平地と中山間地域が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進するとともに対策の強化を図ることが求められている。

これらを踏まえたうえで、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、農地等の利用の最適化を一体的に進めることができるよう、法第 7 条第 1 項に基づく出雲市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めるものとする。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後 10 年間で、担い手の土地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」を図るとされたことから、それに合わせて令和 5 年度(2023)を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2993 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

2 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

| | 管内農地面積 (A) | 遊休農地面積 (B) | 遊休農地の割合 (B / (A+B)) |
|---------------------|---------------|---------------|-------------------------|
| 当初 (平成 29 年 3 月) | 7,870ha | 92.2ha | 1.16% |
| 現状 (令和 2 年 3 月) | 7,770ha | 80.0ha | 1.02% |
| 目標 (令和 6 年 3 月) | 7,610ha | 73.0ha | 0.95% |

- ・平成 30 年度に遊休農地の割合が 1%を下回ったが、令和元年度は 1%を超えた。
 今後は、遊休農地の割合が 0.95%を維持することを目標とする。
- ・管内農地面積…耕地及び作付面積統計における耕地面積
- ・遊休農地面積…農地法第 30 条第 1 項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第 32 条第 1 項第 1 号の面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ア 農業委員と推進委員が連携して、利用状況調査、利用意向調査を実施し、その結果に基づき遊休農地の所有者等に指導や遊休農地の活用に向けた相談活動等、農地の利用関係の調整を実施する。
- イ 遊休農地の所有者の意向を踏まえ、農地中間管理機構への貸付けについて誘導を図るとともに、地域全体で農地の環境保全を行う体制の構築を推進し、優良農地の営農環境の維持向上を図る。
- ウ 過疎や高齢化により地域全体での農地の保全が困難となった農地や山林化した農地については、非農地判断を実施し、守るべき農地を明確化する。

3 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

| | 管内農地面積 (A) | 集積面積 (B) | 集積率 (B/A) |
|---------------------|---------------|-------------|--------------|
| 当初 (平成 29 年 3 月) | 7,870ha | 3,985ha | 50.6% |
| 現状 (令和 2 年 3 月) | 7,770ha | 4,207ha | 54.1% |
| 目標 (令和 6 年 3 月) | 7,610ha | 4,943ha | 65.0% |

- ・農地利用最適化交付金事業実施要綱の単年度集積基準面積である 183.85ha を単年度集積目標とする。
- ・管内農地面積…耕地及び作付面積統計における耕地面積
- ・農地台帳を基にした地区別の集積状況は別表のとおり

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 令和元年度（令和 2 年 3 月末）の「担い手及びその農地利用の実態に関する調査」において、斐川地域の集積率は 79.7%と高くなっているものの、出雲市全体では 54.1%となっている。

引き続き、高齢化や後継者不足等により個人による営農継続ができない農地等については、関係機関と連携し、農地中間管理事業の活用等により、担い手に集積・集約化を進めていく。

また、「人・農地プラン」の実質化における、地域ごとの人と農地の問題解決のための話し合いに、農業委員及び推進委員も参加する。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等を担い手（認定新規就農者）として確保・育成を図り、後継者のいない耕作者等から経営承継が行われるよう地域と連携し話し合いを推進する。

ウ 守るべき農地の近隣にある農地の所有者が確知できない農地については、公示手続きを経て島根県知事の裁定で利用権が設定できる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

| | 新規参入者数 新規参入者取得面積 |
|---------------------|---------------------|
| 当初 (平成 29 年 3 月) | 8 経営体 2.1ha |
| 現状 (令和 2 年 3 月) | 8 経営体 2.7ha |
| 目標 (令和 6 年 3 月) | 5 経営体 2.5ha |

・新規参入者数は、認定新規就農者の数で法人雇用や親元就農は含まない。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取組方法

- ア 関係機関（JA、県普及部、市等）と一体となって、就農相談を行い、アグリビジネススクールや、先進農家での研修につなげ、新規就農を進める。
- イ 任意の営農組合に法人化を働きかけ、法人の参入を促進する。
- ウ 農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受入条件の調整等、後見人等の役割を果たすことで、後継者が不足する地域において経営承継が円滑に行われるよう努める。

(別表) 農地台帳を基にした地区別集積状況

令和2年3月末現在

| 地区 | 農地面積 (ha)① | 集積面積 (ha)② | 集積率 (%) (②/①) |
|-----|------------|------------|---------------|
| 今市 | 2.6 | 0.3 | 11.5 |
| 大津 | 43.5 | 8.9 | 20.5 |
| 塩冶 | 88.8 | 16.8 | 18.9 |
| 古志 | 100.4 | 13.3 | 13.2 |
| 高松 | 407.3 | 199.7 | 49.0 |
| 四絡 | 88.7 | 29.5 | 33.3 |
| 高浜 | 272.9 | 145.0 | 53.1 |
| 川跡 | 204.4 | 67.4 | 33.0 |
| 鳶巣 | 122.5 | 62.0 | 50.6 |
| 上津 | 206.1 | 59.1 | 28.7 |
| 稗原 | 327.5 | 29.5 | 9.0 |
| 朝山 | 218.9 | 42.8 | 19.6 |
| 乙立 | 85.0 | 2.6 | 3.1 |
| 神門 | 248.9 | 115.0 | 46.2 |
| 神西 | 315.1 | 98.0 | 31.1 |
| 長浜 | 355.3 | 170.4 | 48.0 |
| 平田 | 234.2 | 140.6 | 60.0 |
| 灘分 | 468.0 | 320.7 | 68.5 |
| 国富 | 286.6 | 186.8 | 65.2 |
| 西田 | 197.3 | 52.4 | 26.6 |
| 鰐淵 | 49.0 | 0.3 | 0.6 |
| 久多美 | 259.5 | 100.5 | 38.7 |
| 桧山 | 185.4 | 37.3 | 20.1 |
| 東 | 284.2 | 77.5 | 27.3 |
| 北浜 | 38.4 | 0.0 | 0.0 |
| 佐香 | 105.0 | 0.1 | 0.1 |
| 伊野 | 205.9 | 39.8 | 19.3 |
| 佐田 | 822.7 | 108.1 | 13.1 |
| 多伎 | 243.1 | 15.7 | 6.5 |
| 湖陵 | 342.4 | 28.5 | 8.3 |
| 遙堪 | 201.9 | 77.9 | 38.6 |
| 荒木 | 284.3 | 67.2 | 23.6 |
| 杵築 | 32.1 | 4.0 | 12.5 |

| | | | |
|-----|---------|---------|------|
| 日御碕 | 8.0 | 0.0 | 0.0 |
| 鵜鷺 | 22.0 | 0.0 | 0.0 |
| 荘原 | 516.3 | 315.5 | 61.1 |
| 出西 | 348.9 | 217.0 | 62.2 |
| 伊波野 | 281.1 | 205.4 | 73.1 |
| 直江 | 124.5 | 70.7 | 56.8 |
| 久木 | 383.4 | 275.2 | 71.8 |
| 出東 | 935.3 | 627.9 | 67.1 |
| 合計 | 9,947.4 | 4,029.4 | 40.5 |

- ・農地面積は、農地台帳の田、畑の合計面積
- ・集積面積は、農地台帳で担い手の所有及び利用権設定された農地面積
(任意の営農組合の経営面積は土地の所在地区を特定できないため除く)